

「医療法第百十条第一項ただし書の規定に基づき厚生労働大臣の
定める基準（案）」
に対する意見募集の結果等について

令和4年1月19日
厚生労働省医政局
医 事 課

「医療法第百十条第一項ただし書の規定に基づき厚生労働大臣の定める
基準（案）」について、令和3年10月25日から同年11月23日まで御意
見を募集したところ、計5件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とこれに対する考え方について、別紙のとおり
取りまとめましたので、公表いたします。

取りまとめの都合上、お寄せいただいた御意見は、適宜要約しておりま
す。

御意見をお寄せいただきました皆様に御礼申し上げます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	<p>入院患者の急変などもあり得る状態での当直業務では、結果として休息時間が確保できることはあるが、急な連絡が来るいつくるかわからない状況下で十分な休息時間を確保できることはあり得ないため、一律に連続勤務時間制限及び勤務間インターバル規制とするべき。</p> <p>もし本告示のように改正されるのであれば、当該宿日直勤務中に医師が十分に休息時間を確保できるものである場合とは、どのような場合かはっきり例示すべき。</p>	<p>「宿日直勤務中に医師が十分に休息時間を確保できるもの」とは、通常の勤務時間の拘束から完全に開放された後のものであること等の要件を満たし、宿日直勤務で断続的な業務について、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第23条の許可を受けたものであることとしております。</p> <p>このような宿日直勤務であれば、当該宿日直勤務中に医師が十分に休息時間を確保できるものであるため、連続勤務時間制限及び勤務間インターバル規制は課さないこととする予定です。</p>
2	<p>「始業から 24 時間を経過するまでに 9 時間の継続した休息時間の確保（15 時間の連続勤務時間制限及び 9 時間の勤務間インターバル規制）又は、始業から 46 時間を経過するまでに 18 時間の継続した休息時間の確保（28 時間の連続勤務制限及び 18 時間の勤務間インターバル規制）とする」などが規定される予定とのことですが、ここの数字（時間）をこのように設定した根拠・基準を明らかにすること。</p> <p>また、このような規定のもとに、週に 1、2 回の連続勤務であればこなせるかもしれないが、週に何回もこのような勤務をしていると、相当過酷になると考えられるため、年間上限規制があったとしても、月単位等での上限も設定すべきではないか？</p>	<p>「始業から 24 時間を経過するまでに 9 時間の継続した休息時間の確保（15 時間の連続勤務時間制限及び 9 時間の勤務間インターバル規制）」については、勤務日における 1 日 6 時間程度の最低限必要な睡眠時間に加えて、前後 3 時間の生活時間（9 時間の勤務間インターバル）を確保するという考え方になります。</p> <p>「始業から 46 時間を経過するまでに 18 時間の継続した休息時間の確保（28 時間の連続勤務制限及び 18 時間の勤務間インターバル規制）」については、翌日の始業時間まで当直を行った場合の 24 時間の連続勤務に加えて、引継ぎにかかる 4 時間を鑑み、連続勤務時間制限は 28 時間とし、その後の 18 時間の勤務間インターバルは、1 日の勤務間インターバル 9 時間 × 2 日分という考え方になります。</p> <p>また、勤務間インターバルの確保に</p>

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
		<p>加えて、医療機関の管理者に対し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間外・休日労働時間が1箇月について100時間以上となることを見込まれる医師に対する面接指導の実施 ・ 時間外・休日労働時間が1箇月について155時間を超えた医師に対する労働時間短縮のために必要な措置の実施 <p>等の健康確保措置を義務付けることとしております。</p>
4	<p>中小の病院は当直医を基幹病院の医師に頼っており勤務間インターバルの設定は、数日に一度は休養日を設けるといった柔軟な対応が望ましい。</p>	<p>今般の改正により勤務間インターバルに加えて休日等を取得することを妨げるものではなく、可能な限り休息や休日を取得していただくことが医師の健康確保の観点から重要であると考えております。</p>
5	<p>医師の働き方改革について、救急医療や医師の応召義務に影響が出ないように進めるべきであり、国は、医師の健康増進を進めることにより、医師の日々の負担を減らし、救急医療等への対応がより行われやすくなるようにするべき。</p>	<p>医師の健康を確保することは、医師本人にとってはもとより、医療の質や安全を確保することにつながります。救急医療を始めとした地域医療提供体制の確保に配慮しつつ、医師の働き方改革を着実に進めてまいります。</p>